

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定によつて、大規模小売店舗設置者に対し県は意見を有しない旨を通知した。

平成二十年三月二十一日

広島県知事 藤田雄山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

ホームプラザナフコ 庄原店

2 所在地

庄原市板橋町字梶屋沖二七八一一外

二 県の通知の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)(平成二十一年三月三十一日まで)

庄原市地域振興部商工観光課(庄原市中本町二丁目五番六号)

2 縦覧期間

平成二十年三月二十一日から平成二十年四月二十一日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十二年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで